

# 「定年再雇用される方の届出」について

老齢厚生年金（報酬比例部分）は従来60歳からの支給でしたが、平成25年4月から支給開始年齢が性別・生年月日により段階的に引き上げられることとなります。

この引き上げに伴い、事業所を定年により退職された人が引き続き同じ事業所において再雇用された場合の「資格喪失届」・「資格取得届」の届出（同日得喪）についての見直しがされます。

## 【届出ができる条件】

- ① 60歳代前半に支給される特別支給（報酬比例部分相当）の老齢厚生年金の受給権者である



## 変更後（平成25年4月1日から）

### 【届出ができる条件】

- ① 60歳以上の者で、退職後、継続して再雇用される者（老齢厚生年金の受給権不要）

### ◆年金事務所への手続き

「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出します。

資格喪失日と資格取得日を同日にすることで、被保険者期間が通算され、標準報酬月額が改定されます。

<添付書類>・・・退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書など）

### ◆厚生年金基金への手続き

年金事務所と同じく「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出します。

<添付書類>・・・年金事務所へ提出した「資格喪失届」と「資格取得届」の決定通知書の写し

## <定年・再雇用後の標準報酬月額の変更の相違>

定年退職後、給与をダウンしたことにより、標準報酬月額の改定は・・・

### ・「資格喪失届」と「資格取得届」の届出

平成25年4月15日資格喪失・資格取得をした場合には、4月から標準報酬月額が改定されます。

新標準報酬月額

平成25年4月  
喪失・取得

### ・「月額変更届」の届出（※従前の報酬と比べて2等級以上の差が必要）

平成25年4月から賃金が低下したことにより、「月額変更届」の届出をした場合には、7月から標準報酬月額が改定されます。

新標準報酬月額

平成25年4月 5月 6月 7月  
給与ダウン

「資格喪失届」・「資格取得届」の届出をした場合は、即時に新標準報酬月額に改定することができます。

⇒ 在職老齢年金が支給される場合には、この届出により年金支給月も相違します。